

監事監査報告書

令和6年5月24日

学校法人高槻田中学園
理事会・評議員会 御中

学校法人高槻田中学園

監事 林 修一 ⑩

監事 伊藤 圭 ⑩

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人高槻田中学園寄附行為第16条に基づき、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）における学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を実施した。

監査にあたり、理事会およびその他の重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、会計帳簿及び計算書類等について検討するなど、必要と認める監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人高槻田中学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上